

神奈川県建築基準条例の一部改正について

建築指導課

1 改正の趣旨

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直しの結果を踏まえて、建築物の用途や規模の実情に照らし、制限を緩和するなど、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 集会場に関する避難規定の緩和（第36条関係）
家族葬といった葬儀形態の需要が高まり、小規模な集会場が増加していることを踏まえ、会葬者等の避難が容易な小規模の集会場については、廊下を設置するなどの規定を緩和する。
- (2) 小荷物専用昇降機の機械室に関する規定の緩和（第52条の4関係）
機械室内に設置を求めていた照明設備の代替として、コンセント設備を認める。
- (3) その他（目次、第1条、第2条の2、第2条の3、第3条、第4条の2、第48条、第52条の6、第52条の18の2、第53条及び第59条関係）
用語の整理等、所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日。ただし、一部の規定については令和8年4月1日。